

第 4 6 号議案

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	2 3	協定項目名	行政区の取扱い
調 整 内 容			
<p>行政区については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 行政区 行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 区長等の制度 区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。 区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務の見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。 区長等の報酬は、現行どおりとする。</p>			